

神戸市立工業高等専門学校教育プログラム
「都市工学プログラム」修了認定会議規則

2023年4月1日

規則第154号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校教育プログラム「都市工学プログラム」(以下「教育プログラム」という。)の修了要件に基づく修了認定を行うための修了認定会議(以下「認定会議」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 認定会議は、校長、教務主事(教育)、教務主事(研究)、教務主事(計画調整)、学生主事、事務室長、専攻科長、都市工学科長及び都市工学専攻主任で構成する。

2 議長は、校長とし、専攻科長がこれを補佐する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、教務主事(教育)がその職務を代理又は代行する。

(認定会議の任務)

第3条 認定会議の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 別に定める教育プログラム修了要件の適正かつ公正な適用の下に教育プログラム修了の可否を審議し、決定すること。

(2) 他の高等教育機関等で修得した単位又は学修が、別に定める基準によりの修了に関わる単位又は学修として認定できるかの可否を決定すること。

(定足数及び議決)

第4条 認定会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、構成員が出席できないときは、代理者の出席を認めるものとする。

2 議決を必要とするときには、出席した構成員(代理者を含む。)の過半数の同意をもって決する。

3 認定会議で必要と認めるときは、構成員以外の関係教職員の出席を求めることができる。

(認定会議の開催)

第5条 認定会議は、議長が必要に応じてこれを召集する。

(資料作成及び記録)

第6条 認定会議に係る資料作成及び記録は、事務室学生課が行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、認定会議の運用に関して必要な事項は、認定会議で協議し、神戸市立工業高等専門学校校務運営会議の議を経て定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃については、認定会議で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。